

令和6年度 第3回新潟市国民健康保険運営協議会

次 第

日 時 令和7年1月16日(木)

午後1時30分から

場 所 白山会館1階 芙蓉の間

1 開 会

2 議 題

- ・令和7年度国民健康保険料率の検討について
- ・答申案の検討

3 閉 会

令和 7 年度 国民健康保険料率の検討について

1 国民健康保険事業費納付金の令和 7 年度本算定額

(1) 納付金額の比較

(単位:千円)

				合計	1人当たり 納付金額
	医療分	後期支援分	介護分		
R7仮算定	11,039,268	4,214,374	1,370,912	16,624,554	131.1
R7本算定	11,287,927	4,306,115	1,360,561	16,954,603	133.7
増減	248,659	91,741	△ 10,351	330,049	2.6

- 仮算定時の納付金額と比べ、本算定における納付金額は約 3.3 億円増加した。

- ・ 医療分は、国等から県に交付される公費が減少したことにより、増加となった。
- ・ 後期支援分は、国から県へ示される係数に基づき算出した結果、増加となった。
- ・ 介護分は、国から県へ示される係数に基づき算出した結果、減少となった。

(2) 納付金額の前年度比較 ※本算定比較

(単位:千円)

				合計	1人当たり 納付金額
	医療分	後期支援分	介護分		
R6本算定	11,395,499	4,289,054	1,426,156	17,110,709	129.3
R7本算定	11,287,927	4,306,115	1,360,561	16,954,603	133.7
増減	△ 107,572	17,061	△ 65,595	△ 156,106	4.4

- 前年度本算定時の納付金額と比べ、令和 7 年度本算定は約 1.5 億円減少した。

- ・ 医療分は、被保険者数の減少に伴い医療費が減少している影響を受け、減少した。
- ・ 後期支援分は、後期高齢者医療保険制度に係る必要総額の増加により、増加した。
- ・ 介護分は、介護保険制度に係る必要総額の減少により、減少した。
- ・ 1人当たり換算では、約 4,400 円の増加となった。

2 本算定に基づく令和7年度 収支見込み

(単位:千円)

					合計	(参考)	R6 本算定	増減 (R7-R6)
		医療分	後期支援分	介護分				
R7 仮算定	歳入	63,695,234	4,080,727	1,223,301	68,999,262			
	歳出	63,669,181	4,221,593	1,373,623	69,264,397			
	収支	26,053	△ 140,866	△ 150,322	△ 265,135			
R7 本算定	歳入	63,658,507	4,113,194	1,233,577	69,005,278	71,211,766	△ 2,206,488	
	歳出	63,765,257	4,317,412	1,365,124	69,447,793	71,392,133	△ 1,944,340	
	収支	△ 106,750	△ 204,218	△ 131,547	△ 442,515	△ 180,367	△ 262,148	
増減(本-仮)	収支	△ 132,803	△ 63,352	18,775	△ 177,380			

※ 令和7年度の被保険者数、所得等を見込み、現行の保険料率から算出した収支見込額

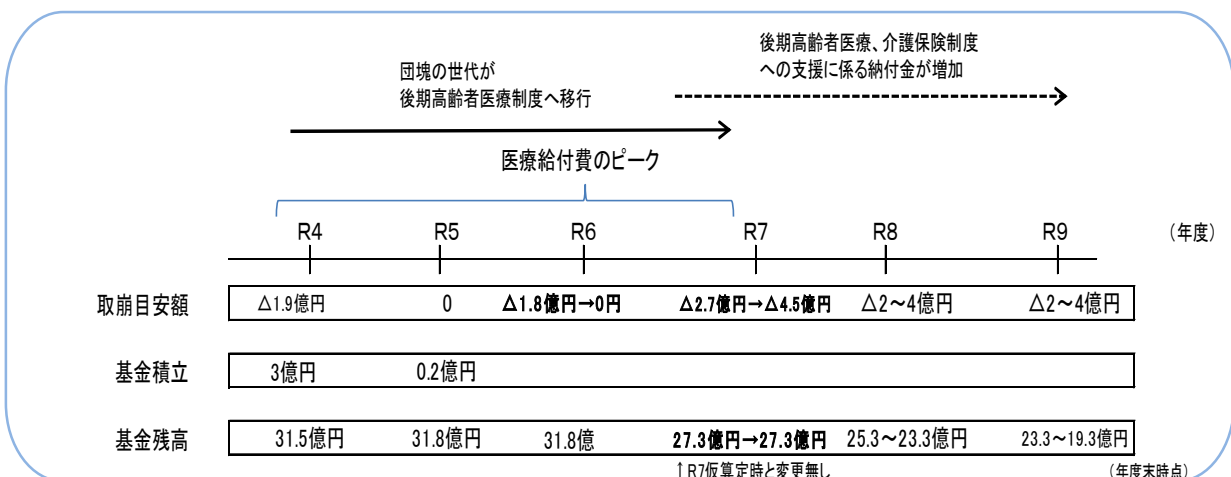
● 本算定による納付金の増加に加え、令和7年度の保険料収入等を再度見込んだ結果、約4.5億円の赤字となる見込み。⇒仮算定から約1.8億円の赤字額の増

【参考】基金の活用試算について

令和6年12月末時点の令和6年度収支見込みにおいて、令和5年度の実質黒字2.4億円を繰越金として活用し、当初予定していた1.8億円の基金の取り崩しは行わない見込み。※平成30年度以降赤字補填目的の取り崩しは行っていない。

→ 令和7年度収支赤字約4.5億円に対し、令和6年度取崩し予定としていた約1.8億円を活用することで、令和7年度における基金取り崩し額を仮算定時点と同額の約2.7億円に圧縮が可能。

- ① 保険料負担の年度間の平準化を図る
 - 被保険者数の減少や後期高齢者医療への支援分増加等に向けて、令和8年度以降の取崩目安額を試算（取崩目安額は過去の収支赤字見込から推計）
 - ② 年度途中における保険料の収納不足に備える
 - 備えとして3億円は確保する（年度途中に収納率が2%下がった場合の保険料）
- ⇒ 下図のとおり、当面の間、一定程度の基金を活用することは可能

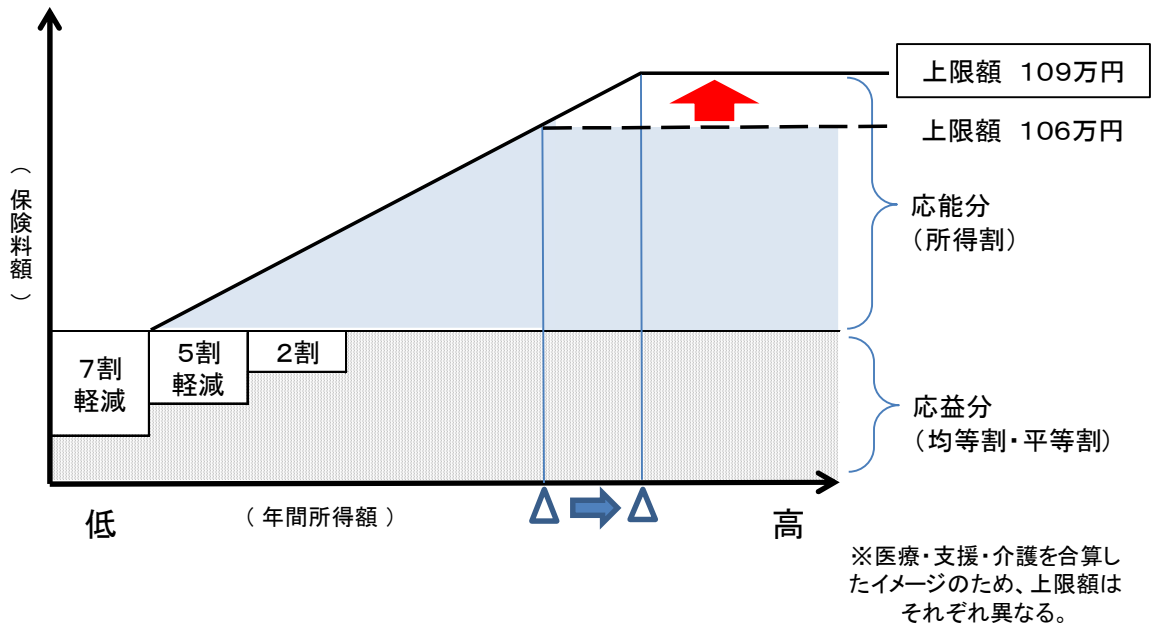


賦課限度額の改定について

1 賦課限度額とは

- ・ 賦課限度額＝1年間に負担する国民健康保険料の上限額
 (被保険者の納付意欲に与える影響や制度の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険料負担に一定の限度を設けることとしている。)
- ・ 上限額が国の政令(国民健康保険法施行令)によって示され、各市町村は必要に応じて条例を改正して施行する

2 賦課限度額改定による影響のイメージ図



3 改定内容

改定年度	賦課限度額			
	医療分	後期支援分	介護分	合計
R2	63万円	19万円	17万円	99万円
R3		20万円		102万円
R4		22万円		104万円
R5	65万円	24万円	17万円	106万円
R6		26万円		109万円
R7	66万円 (+1万円)	26万円 (+2万円)	17万円 (±0万円)	109万円 (+3万円)

高齢化や医療の高度化等に伴う医療費や後期高齢者支援金の増高が見込まれるため、高所得層に負担を求め、中間所得層の負担上昇を抑制する目的で、国は、国民健康保険料のうち、医療分を1万円、支援分(後期高齢者医療への支援分)の上限を2万円引き上げる改定内容を示した。

4 本市の対応

- ・本市はこれまで、国の基準に沿って、賦課限度額を同額に引き上げてきた。

<他都市の状況>

- ・県内市町村（30市町村）は、すべて国基準どおりとしている。
- ・政令市（20市）では、18市が国基準どおりとし、2市が1年遅れで国基準どおりとしている。（令和6年度時点 大阪市、堺市）

5 賦課限度額改定による影響額・世帯

- ・賦課限度額改定（引上げ）による本市の収支影響額は、約1, 230万円の増加
- ・上限超過世帯は、1, 300世帯

【影響を受ける世帯所得例（医療分）】

世帯構成	賦課限度額に到達する年間所得（世帯所得）	
	改定前	改定後
単身世帯 （1人）	約846万円 （給与収入約1,018万円）	約859万円 （給与収入約1,054万円）
夫婦 （2人）	約823万円 （給与収入約1,031万円）	約836万円 （給与収入約1,031万円）
夫婦+子2人 （4人）	約776万円 （給与収入約971万円）	約790万円 （給与収入約985万円）

※ 単身世帯＝40～64歳 夫婦＝2人とも40～64歳 子＝無収入

※ 65歳以上は、国保料の介護分が介護保険料に移行するため省略

諮問事項に対する主な意見

(第2回国民健康保険運営協議会審議において)

- 1 開催日 令和6年12月25日(水) 13:30~14:40
- 2 諮問事項
 - ・適正な国民保険料率のあり方について
 - ・保険料賦課限度額について
- 3 資料内容
 - ・令和7年度の収支(仮算定納付金段階)は2.7億円の赤字見込み
 - ・令和6年度末基金保有額は約30億円の見込み
 - ・2.7億円の赤字見込みであるが、1月の本算定納付金により変動する可能性がある。
 - ・今後、被用者保険の適用拡大や、後期高齢者医療保険制度への移行による被保険者数が減少することで、保険料収入の減少および、支援分や介護分に係る1人当たり納付金の増加が予想される。
- 4 料率に関する主な意見
 - ※いずれの意見も仮算定納付金段階の収支見込みを受けた意見
 - ・景気は回復傾向に持ち直しているといわれているが、原材料費の高騰、賃上げが物価高に追い付いていない。基金を活用し据置きが望ましい。
 - ・昨今の物価高など、現状は厳しいため基金を活用してでも収支均衡を維持すべき。
 - ・国保加入者は所得に対する保険料負担割合が他の保険加入者よりも高く、負担感が大きい。基金を活用し据置きが望ましい。
 - ・今年度は据え置き、次年度以降は保険料の引き上げと基金の繰入れを併用し、基金を長期的に活用すべき。
- 5 賦課限度額に関する主な意見
 - ・賦課限度額を引き上げる国の基準どおりでよい。

答申書（案）

新潟市国民健康保険料率の検討について

1 はじめに

新潟市国民健康保険運営協議会は、令和6年12月25日に市長から諮問を受けた新潟市国民健康保険料率等の検討について、慎重な審議を行った。

2 審議結果

（1）適正な国民健康保険料率のあり方について

本市の国民健康保険事業会計は、令和7年度における納付金が前年度に比べ減少したものの、被用者保険の適用拡大や後期高齢者医療保険制度への移行による加入者数および基準総所得の減少に伴う保険料収入の減少などにより、約4億5千万円の収支不足が見込まれている。

収支不足については、本来、保険料率の引き上げで賄うべきものであるが、長引く物価高に実質賃金が追い付いていないなど社会・経済情勢の見通しが不透明である状況を考慮すると、国民健康保険事業財政調整基金の活用により、保険料率は据え置くことが望ましいと考える。

一方で、国民健康保険の構造的課題による収支不足が続くことが見込まれることを踏まえ、今後の基金の活用については、保険料率の引き上げとの併用も含め、長期的な視点で適切に運用することが必要である。

（2）保険料賦課限度額について

国の改正と同様に、基礎賦課分の保険料賦課限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金分の保険料賦課限度額を24万円から26万円に引き上げることを妥当と考える。

3 附帯意見

今後も引き続き、保険料収納率の向上による歳入の確保に努めるとともに、医療費の適正化に向け、特定健診など、加入者の健康づくりに取組まれたい。